

松阪市災害時職員行動マニュアル

— 第 1 版 —

平成 30 年 3 月

 松 阪 市

～ 目 次 ～

1	はじめに～	1
2	平時の心構え	3
3	発災時の心構え	4

第1章 初動対応 ～発災からBCP発動まで～

1-1	災害発生直後の職員の行動	5
1-2	勤務時間外の対応	6
1-3	勤務時間内の対応	9
1-4	初動期に優先すべき活動（緊急初動体制）	11
1-5	BCPの発動	13

第2章 通常業務の停止と非常時優先業務の実施 ～BCPの運用～

2-1	執務環境の確保	14
2-2	職員配置の調整	17
2-3	長期化への備え	19
2-4	非常時優先業務の実施	20

各課非常時優先業務一覧表

秘書広報課	23
防災対策課	24
企画振興部	26
総務部	49
環境生活部	58
健康福祉部	66
産業文化部	82
建設部	95
消防団事務局	105
会計管理課	106
市民病院事務部	107
上下水道部	110
教育委員会事務局	122
議会事務局	132
農業委員会事務局	133
監査委員事務局	134

第3章 庁内版風水害タイムライン ～台風接近時の事前防災行動計画～

3-1	タイムラインの発動	135
3-2	タイムラインの実行	137
	庁内版風水害タイムライン	138

資料

資料1	地震・津波災害時における配備基準	153
資料2	風水災害時における配備基準	154
資料3	パーソナルデータ（災害発生時のわたしの役割）	155
資料4	参集時のチェックリスト	156
資料5	（様式）災害概況報告書	157

用語集

用語集	158
-----	-----

1 はじめに

1. 目的

松阪市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）は災害時にやらなければならないことを記述した、いわば平時の防災、災害対策の「大綱」として定めたものであり、行政の被災を前提とした計画ではありません。しかし、南海トラフ地震などの大規模災害では実際には行政も被災する可能性が高いといえます。また、地域防災計画では想定していないことが起こったことにより、対応に苦慮した事例がありました。

次ページにいくつか事例を紹介していますが、大規模災害では、これまでに職員が経験したことがないことが起こります。

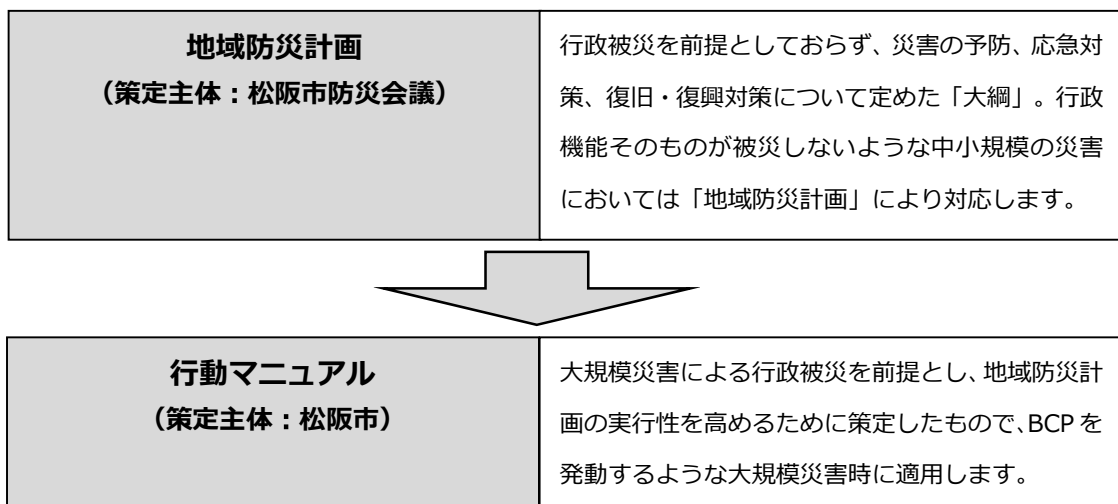
松阪市災害時職員行動マニュアル（以下「行動マニュアル」という。）はそういった想定外の出来事が起こった際に、各職員が的確で迅速な判断・対応ができるよう、基本的な行動指針として定めたものです。

2. 行動マニュアルの位置づけ

行動マニュアルは行政被災を前提とし、地域防災計画の実行性を高めるため、特に大規模災害発生後の行動を具体的に示したものと位置づけ、地域防災計画と行動マニュアルは相互に整合を図るものとします。

なお、行動マニュアルを策定するにあたり前提とした被害想定や職員参集シミュレーション、非常時優先業務選定の基本的な考え方、電気、通信等の執務環境、必要資源を確保する上での課題や平時の対策等については、別途、地域防災計画第3章「業務継続計画」において定めています。

【参考】 地域防災計画と行動マニュアルの関係性



[参考] 行政機能の被災事例

■ 神戸市の事例（阪神・淡路大震災）

発災当日は約 4 割の職員しか登庁できなかった。

■ 川口町の事例（新潟県中越地震）

庁舎に被害が生じたため、庁舎内へは立入禁止となり、庁舎外に仮設テントを立てて災害対策本部を設置した。

■ 宮城県庁の事例（東日本大震災）

避難所として想定していなかった県庁舎に避難者が集まってきた。

■ 釜石市の事例（東日本大震災）

職員は上司との連絡が取れない中、現場の判断により、ほぼ適切に対応したが、判断に迷う場面もあり、その負担感（心的負担）が大きかった。

災害対応業務が特定の部署に集中するなど、部署によっては、その業務量と業務の困難度に差が生じる場合があった。

■ 仙台市の事例（東日本大震災）

容量に限りのある非常用電源について、市民から携帯電話への充電の要望もあり、電力容量がひっ迫した状況下で、どの機器に優先的に電力を使用するのかといったことを事前に整理していなかった。

燃料供給が滞り、燃料の調達が困難となったことから、救助や人員輸送等の災害対応業務のみならず、施設の運転をはじめとする全ての業務に多大な影響が生じた。

市内在住者の安否に関する問い合わせの電話が殺到し、対応と確認に時間を要した。

[参考] 業務継続計画（BCP）とは

「業務継続計画（BCP）」とは、災害や事故で被害を受けても、重要業務をなるべく中断させずに、中断してもなるべく早急に、または許容される中断時間内に復旧させるための計画です。

BCP では、大規模災害時において中断させることができない業務、あるいは最優先で復旧しなければならない重要な業務を事前に特定しておき、事前のバックアップ準備やリスク軽減、事後の災害時応急対応、復旧手順の明確化、指揮命令系統の確保等の計画をあらかじめ立案し、被災の影響を最小限にとどめることを目的としています。

なお、行動マニュアルは、BCP のうち非常時優先業務について定めているほか、BCP 発動に至るまでの初動対応についても定めたものであり、災害発生後の行動に特化しています。

2 平時の心構え

- 市は、市民と密接な行政を行う基礎的な地方公共団体として、公共の秩序を維持し、市民の生命・身体及び財産を災害から保護するという重要な責務を負っています。
- 各職員は、市民の安全を確保するため、行動マニュアルの習熟に努めるとともに、次の項目について日頃から心がけてください。

1 職員全員が災害対策要員である



- 災害対策は全職員で対応します。そのため、職員は全員が災害対策要員として活動するため、他人事と捉えることなく、平時から地域防災計画や行動マニュアルを習熟しておいてください。
- 災害が発生すると、「うちの部署がこんなに忙しくなると思わなかった」という声をよく耳にします。比較的、災害対応の少ない課は庁内の応援に回ります。市が優先して実施すべき業務を進めるため、職員は全員が災害対応の貴重な「人的資源」なのです。

2 判断力の養成

- 各自の業務内容や役割等について事前に確認をしてください。
- 自らが緊急に判断しなくてはならない状況が発生する可能性もあるため、日頃から災害対策に関する知識の習熟や訓練に努めてください。

3 参集方法、連絡体制の明確化

- いつ、どのような状況でも直ちに参集できるよう、参集方法等について事前に確認を行っておい
- 災害時は連絡手段が途絶する可能性があるため、日頃から災害時の様々な状況を想定し、各課における連絡先、連絡手段を明確にしておいてください。
- 「防災みえ.jp」及び「松阪市防災情報メール」へ登録し、気象情報等の情報取得を速やかに

	【登録方法】	
	アドレスに空メールを送信するか、QRコードを読み取り登録	
防災みえ.jp	a@bosaimie.jp	
松阪市 防災情報メール	bousai.matsusaka-city@raidai.ktaiwork.jp	

※このほか、職員参集メールへの登録もしてください。

3 発災時の心構え

1 人命の優先

- 市民の生命・身体を災害から守るという重要な責務が課せられている自覚を持ち、人命救助を優先し災害活動に従事します。
- 特に災害発生から 72 時間は人命を守る上で極めて重要なフェーズであり、人命救助及びそれに関係する業務に最優先で人的・物的資源を配分します。

2 *プロアクティブの原則

- 疑わしきは行動せよ。(被害報告を待つな)
- 最悪の事態を想定して行動せよ。(希望的観測をするな)
- 空振りも許されるが見逃しは許されない。(積極的に対応せよ)

3 応援の要請

- 職員を総動員し、人的資源を最大限に活かせるよう、庁内での応援・受援体制による人的資源の再配置をします。
- 庁内で完結しようと考えず、大規模災害時には積極的に応援を要請します。(使える人、使えるもの、使える場所は何でも使う。)

4 速やかな情報発信

- 住民に安心感を与えるため、速やかに市としての方針を発信します。
- マスメディアを上手く活用し、被害状況を速やかに発信することで、外からの支援に繋がります。
- 収集した情報は必ず統括部へ報告するようにしてください。

5 全ては被災者のため、松阪市のため

- ボランティアは単なる労働力ではなく、多様な被災者ニーズに応えるためには必要不可欠です。積極的な受け入れを行います。
- 速やかな対応、情報の発信ができなければ行政への不信感が高まり、その後の「復興」にも影響を及ぼします。松阪市の未来のためにも、とにかく迅速な対応と情報の発信を心がけます。
- 予算を伴うことであっても、「お金のことは後で何とかする」くらいの気持ちで被災者対応を優先に考えます。*災害救助法が適用されれば、後からお金は返ってきます。
- 職員は災害対応の貴重な人的資源です。職員の健康管理や勤務管理にも配慮することは、被災者支援にもつながります。

第1章 初動対応

～ 発災からBCP発動まで ～

1-1 災害発生直後の職員の行動

➤ 基本行動方針

1. 職員自身が身を守る
2. 起きたことに対する情報の収集を行う

1. 職員自身が身を守る

- *緊急地震速報発表時は姿勢を低くし、頭を守り、動かないようにして身を守る行動をとります。



出典：松阪市防災冊子「災害にそなえる」

- 役所にいるとき
 - 窓際やロッカー、資料棚などから離れ、机の下などに入り身を守ります。
- 外にいるとき
 - ブロック塀や石壁、門柱から離れます。
 - エレベーターでは、地震発生時、自動で最寄りの階に止まった場合、すぐに出るようにします。自動で止まらない場合、全ての階のボタンを押し停止した階で外に出るようにします。
- 車を運転中のとき
 - ハンドルをしっかり握り、ハザードランプを点滅させ、徐々にスピードを落とし、道路左側に停車し、エンジンを切るようにします。
- 家にいるとき
 - 料理中は、無理には火を消しに行かないようにします。
 - 寝ている時は、ふとんやまくらで頭を守り、ベッドの下など、家具が倒れてこないところに身を伏せるようにします。

2. 起きたことに対する情報の収集を行う

- 地震・津波に関する情報をテレビ・ラジオ、インターネットで気象庁ホームページなどから情報を確認します。
- 今いる場所の周辺での被害状況を確認します。

1-2 勤務時間外への対応

➤ 基本行動方針

1. 家族での応急措置
2. ただちに参集する
3. 参集途上での情報収集

1. 家族での応急措置

(1) 発災直後の措置（地震の場合）

- 勤務時間外において自宅等で地震が発生したときは、まずは自分と家族等の安全確保を図ります。救助が困難な時は消防署へ通報します。
- 出火を防止し、出火したときは初期消火を行います。
 - 火気の点検、ガス漏れの有無等を確認します。
 - 初期消火できないときは、直ちに消防署へ通報します。
- 災害発生直後は、火災・重傷者等の 119 番通報及び公用以外は、電話を使用しないようにします。
 - 災害発生直後は電話が*輻輳（ふくそう）しがちとなるため、人命救助のための緊急通報や所属長との連絡等公用で使用する場合を除き、電話を使用しないようにします。
- テレビ・ラジオをつけ、震源・震度等の災害情報を確認します。
 - 各地の震度は、地震発生後数分で気象庁から発表されます。
 - 気象庁の発表する情報は、各地の観測データが入り次第刻々と変化することがあります。地震発生後 10 分くらいは情報に注目します。
- 周囲の被害状況を確認します。
- 避難する場合には、コンセントを抜き、ブレーカーを切るようにします。
 - 通電が再開したときの、ヒーター等の発熱による*通電火災を防止するためです。

(2) 家族の安否確認

- 家族の安否確認は、お互いに災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等のサービスを活用するなど、事前に話し合っておきます。

【参考】 災害用伝言サービスの概要

災害用伝言 ダイヤル (171)	被災地の方が、自宅の電話番号宛に安否情報（伝言）を音声で録音（登録）し、全国からその音声を再生（確認）することができるサービス。加入電話（プッシュ回線、ダイヤル回線）、公衆電話、ISDN、携帯電話・PHS、IP 電話からの利用が可能
------------------------	--

	<p>øIUUQT XXX OUU XFTU DP KQ EFOHPO £</p>
B•;;tX XFC	<p>í1-ĩ•µÚ"ÄÑ¥ïst' { ? éjø• 3?é~1)4 jø›Ö—`ot qØCø;t£wJáz-Ý›æO\qUpV"±"İµ</p> <p>øIUUQT XXX OUU XFTU DP KQ EFOHPO XFC £</p>
B•;;tX	<p>3?é~1)4 w ĩ»"É¿Ä€ ;ópzfB•wMU;t› Èt'lo Jâ`z 3?é~1)4 jø›‹qt`o¶ T';t›-ÝpV"±"İµ</p> <p>▶/55 Å~b IUUQT XXX OUUEPDPNP DP KQ JOGP EJTBTUFS EJTBT</p> <p>▶BV øIUUQ XXX BV LEEJ DPN NPCJMF BOUJ EJTBTUFS TBJHBJ</p> <p>▶4PGUCBOL IUUQ XXX TPGUCBOL KQ NPCJMF TFSWJDF EFOHPO BO</p>
B•;;` S§Z±"İµ	<p>•;žÓæ-"³āĩ› ĩµÄ"ç`hµÚ"ÄÑ¥ïsw0 zªT'z;`Ý¿· "´›ùôb"\qUpV"±"İµ</p> <p>▶/55 Å~b IUUQT XXX OUUEPDPNP DP KQ JOGP EJTBTUFS EJTBT</p> <p>▶BV øIUUQ XXX BV LEEJ DPN NPCJMF BOUJ EJTBTUFS POTFJ</p> <p>▶4PGUCBOL IUUQ XXX TPGUCBOL KQ NPCJMF TFSWJDF EFOHPO BO</p>

2. ただちに参集する

ø £ ∈ BwQ...

- Áèĭzâ'ĭzÝ"çst' "z S•>Å'/CswB•ØC•*%wf•ØC›-
ÝKúr`‡b{
- B•Ý~›-Ýb"qq‹tzxüw ‹,jq°ù`z ∈ BQ...›æM‡b{
- B•wÝ~Uxüw ‹,jq ∈ Bb,VÆ^·M£t~pb"Ôùxz ‹!©›
4m\qsX ∈ B`‡b{
- Íw'OsÝ~tK"zCB™bYt ∈ BpVsMÔùxz?é‡hxÝ"çpÚjtt
Õ• ∈ BpVsM\qt| ∈ BwèM›;a`z ∈ BpV"Ý6ts"ÍH ∈ B`‡b{
sSzÔÓt'";aU É sÔùtxz7/"w~žªf•w;©• 4/4 t' "i›
•;ab"srzK'•" ^›;Mo;a`‡b{
ž ĩ»x øxH wfBswHŠ{
%E•w*%pGFÛsf•UC\`zy•UžAs ›C_`zÛjE½•
xİqszy•Æ^tKh" t¾'W›b"‡pw {
ø ´›sKzpø sKz-ÇsÀt~p`zÈ¿Ôtt ∈ Bb"\qU ÉsqV{

ç £ ∈ B w M O

- ì » x B • 0 f t & b ” ÷ (ç 0 f Š æ » x w B ð £ t “ € B ` ‡ b {
- > z + z i • z { ¢ ? n s ž A s ; é) p V ” i Z Ě € ` ‡ b { æ ¼ s
x z Ú j t æ ^ t d ” ‘ O z Ó ^ T ’ j ‹ ` o S X ‘ O t ` ‡ b {
- € B ì w l è ^ x z x 8 z ì « ç x F 2 U l ‡ ` X z x ^ x j - ;
` s M \ q q ` ‡ b {

(3) 参集の場所

- ¢ ì » x z ¢ x w Ě ç Ô t t € B b ” ‹ w q ` ‡ b {
- “ Ī t | i è ; w M ^ s w h Š ¢ t t Ÿ X \ q U p V s M q V x z 7 / “ w
• ñ ü µ Á ‡ h x • à ç ½ • ĩ » ” t € B ` z f w ; w Ō w l Ô t H l o ì ç
t H Ä ` ‡ b { h i ` z B • 0 f Š æ » x \ • t ~ ' c z Ú j t ‹ t , X ‹
w q ` ‡ b {
- á p / C ‡ h x G á p / C U C ^ • h Ô ù x z @ † ‹ œ ` z á p + Ÿ à ñ °
w ¢ ñ ž ^ a f • x € B d c z K ' T a Š Š h E 8 œ : • € B ` z Ø C) B s w Æ ^ t
K h “ ‡ b {

▶津波時の代替拠点

施設名称	津波時活動拠点
~ â • ñ ü µ Á	. ú • ñ ü µ Á

p f w ñ ž ^ a f t m M o ‹ E 8 œ : ‹ K ' T a Š Š o S X \ q {

3. 参集途上での情報収集

- € B ì t x x ' w † ¶ ñ - t G üt « ™ ` h O Q p z € B M ¢ w * % w f B Ÿ ^ s ç †
É Ÿ ^ z \$ f • z P ú f • z “ Ī K á Ñ á ĩ w f • K ; ó Ě • z f w w f • Ÿ ^ s £
› ú r ` ‡ b {
- € B M í p _ ` h f B Ÿ ^ s x z ® B • “ - Ð * ® ^ ç ç % 7 Ü £ t G á ` z € B
™ z Ú j t t Ō t Z ` ‡ b {
- Š æ » x ¢ æ p f • ' w Ø C ‹ q “ ‡ q Š z • T t B • 0 f Š æ Ä ç Á • C ` ‡ b {
- Ě ç Ô t Ž Ž w ^ a f t € B ` h Ô ù x z p ^ a f w y Ú t C ` ‡ b {

B • C \ Ú ™ x ... " \$ s Ø C ` T Ō ' s M \ q U X z ì » w € B M í p w Ø C x B • 0 w “ t ‹ U b ” í p ‡ x t ù s ‹ w t s “ ‡ b {

1-3 勤務時間内の対応

➤ 基本行動方針

1. 来庁者の避難誘導
2. 負傷者への応急措置

1. 来庁者の避難誘導

☞ ① 来庁者の避難誘導

- 来庁者の避難誘導
来庁者の避難誘導は、まず来庁者の安全を確認し、避難の必要がある場合は、冷静に避難の方向を指示し、避難の経路を案内する。避難の経路は、事前に確認し、避難の経路を案内する。避難の経路は、事前に確認し、避難の経路を案内する。
- 来庁者の避難誘導
来庁者の避難誘導は、まず来庁者の安全を確認し、避難の必要がある場合は、冷静に避難の方向を指示し、避難の経路を案内する。避難の経路は、事前に確認し、避難の経路を案内する。

② 来庁者の避難誘導

③ 来庁者の避難誘導

④ 来庁者の避難誘導

- 来庁者の避難誘導
来庁者の避難誘導は、まず来庁者の安全を確認し、避難の必要がある場合は、冷静に避難の方向を指示し、避難の経路を案内する。避難の経路は、事前に確認し、避難の経路を案内する。
- 来庁者の避難誘導
来庁者の避難誘導は、まず来庁者の安全を確認し、避難の必要がある場合は、冷静に避難の方向を指示し、避難の経路を案内する。避難の経路は、事前に確認し、避難の経路を案内する。

☞ ⑤ 来庁者の避難誘導

- 来庁者の避難誘導
来庁者の避難誘導は、まず来庁者の安全を確認し、避難の必要がある場合は、冷静に避難の方向を指示し、避難の経路を案内する。避難の経路は、事前に確認し、避難の経路を案内する。
- 来庁者の避難誘導
来庁者の避難誘導は、まず来庁者の安全を確認し、避難の必要がある場合は、冷静に避難の方向を指示し、避難の経路を案内する。避難の経路は、事前に確認し、避難の経路を案内する。
- 来庁者の避難誘導
来庁者の避難誘導は、まず来庁者の安全を確認し、避難の必要がある場合は、冷静に避難の方向を指示し、避難の経路を案内する。避難の経路は、事前に確認し、避難の経路を案内する。

☞ ⑥ 来庁者の避難誘導

- 来庁者の避難誘導
来庁者の避難誘導は、まず来庁者の安全を確認し、避難の必要がある場合は、冷静に避難の方向を指示し、避難の経路を案内する。避難の経路は、事前に確認し、避難の経路を案内する。
- 来庁者の避難誘導
来庁者の避難誘導は、まず来庁者の安全を確認し、避難の必要がある場合は、冷静に避難の方向を指示し、避難の経路を案内する。避難の経路は、事前に確認し、避難の経路を案内する。
- 来庁者の避難誘導
来庁者の避難誘導は、まず来庁者の安全を確認し、避難の必要がある場合は、冷静に避難の方向を指示し、避難の経路を案内する。避難の経路は、事前に確認し、避難の経路を案内する。

- tÉ <wMxi`+•{#?nz/%zé"Ós>Æ;`o tÉ t tÉb" M²q
tÉÔt>Æ'dz Zw-ty™`o tÉ>^d‡b{‡hz tÉU Ésô, •Ø
C;aU ÉsŽ txì»Uf•g•ÇV4Mz tÉ>^d‡b{
- tÉìw Ææ^xŽ<wqS"pb{
}#èÕ"»"w-;xdczŠ^to0Ž•tÉ>`‡b{
}tÉb"qVxŠ^>ñ"o tÉ`‡b{Š^U-;pVsMÔùtxz tÉ;wf<
çy•>s£>;Mo0Ž•tÉ`‡b{
pGFÛsPBwìtx0í•w tÉxj q`oæ~sM\qq`‡b{hi`zÑ+•á
psw tÉtSMox0ís•w tÉ<Ý ^•‡b{

φ £ápìw0

- áp/C‡hxGáp/CUC^-^•hÔùxzápxa'Ýì swÄlsØC>
Ö b"‡px@t> Æ`‡b{
- ápxa'Ýì wØC>~'•oM"Ôùxz ü²>èMtÆ^>'j~"z@
t> Æ`‡b{
- sSz@tÆxK'TaŠ Š"E8Æ:q`‡b{

2. 負傷者への応急措置

- ÷°wÛ‡ çì»zR ÷ s£wyçÆ^>æM‡b{ç#èÕ"»"zÄ èzÔ•z
•<± Ôsz ÷°w¶owÑéž>ns`zyçÛ•UsMT:U£
- Û‡ UC\`hÔùz t¶sÔt•@t^dzÚjt-H£sqÈ `z x p>æ
M‡b{
- Û‡w SwQ...UmTsM\q<K"hŠziUç½´ÄwÄ°B•0fŠæqÈ `z
Û‡ w`Äæž"´s&~sr">q"‡b{

1-4 初動期に優先すべき活動(緊急初動体制)

➤ 基本行動方針

1. 発災直後は緊急初動体制をとる
2. 全員で手分けして優先すべき活動を行う

1. 発災直後は緊急初動体制をとる

- 〇xs^ .MìwB•0fŠæŋ .w!4Ē©V xB•0fŠæŌçŌ£q` ‡ b{
- çŌUÆOw xz•¬wB-ht Š" Eæq•q` ‡b{

▶ Eæq•

- : íŠæŌçì^íçŌ£
- : íŠæŌç•īíçŌ£
- : ï¿æŌ
- : 'hüµæŌ

- Ē¿ì ŽpíGwMc•w <ÆOwŌùz€BpVh wOj7ín w >Ōq`z Šæf` ‡pwwÅyÚ>\$“ ‡b{sSzÆ^†SMo^'tínw U€B`hŌùt xz!4Ē©V >ínw t¾V'Y<wq` ‡b{
- s^8x>tŠæŌ>xaŠzŠæ»UÆOwhŠzŌùt'loxíŌ~]Ōfi»U! 4>â" \q<Ý ^• ‡b{fwMzfwŌtSZ"®!4b" UmswT-Uì-ts"“ Oz't7“Zbsr`zìŌ` ‡b{
- !4Ē©V xít Š" Æb,VÆ^> •TtæO,Xz€B`hì»>&SÂ“ü “zÆ^tKh'd”<wq` ‡b{

▶ 〇xs^ .Mqx ?

GFŪsB•C\Ú™z>tĒ¿ì Žx° wì»€BU_ ŠsMÝ-UÝ ^
•”hŠz#\$1>C^b” ‡pççxt wì»U MŠæÊëUŠ“T ‡b” ‡p£w
' \$s.Mç€BpVhì»t'“v^\$sì» ”£pK“z :b”\qsXçq`
o7 Ætb,VB•0fÀ¿T'Æ^>%o•` ‡b{

2. 全員で手分けして優先すべき活動を行う

- 〇xs^ .Mpw Æb,VÆ^xŽ<wqS“q`zfwŌtM”i»Uŋ»p —`oæ M ‡b{
- Šæ»ç!4Ē©V >†X{£xç £wÀ¿tHÄ` ‡b{

(1) 本部設置準備

- 第1回災害対策本部会議を速やかに実施する準備に入ります。なお、本庁舎の安全が確認できない場合には代替拠点（産業振興センター）または本庁舎駐車場で災害対策本部会議を行います。
- 防災関係機関との連絡調整（情報の共有化を含む）、災害対策本部設置場所の共有を図ります。
- 概括的な被害情報から、BCP発動を速やかに決定判断し、本部長へ進言します。
- 災害救助法の早期適用のため、県へ適用要請を行います。

(2) 人命救助・救出

- 逃げ遅れ、負傷者の有無を確認します。
- 救出の優先順位は人命の危険が切迫している者から救出しますが、多数の要救助者がいる場合には救出作業が容易な者を優先します。

(3) 避難指示（緊急）の発令

- 津波警報または大津波警報が発表されている場合は速やかに防災行政無線または緊急速報メール（エリアメール）を活用し、避難指示（緊急）を発令します。
- 勤務時間外は防災対策課職員が不在であることも想定し、多くの職員があらかじめ防災行政無線や緊急速報メールの流し方を習熟しておく必要があります。

(4) 二次災害の防止

- 所管施設の火気、ガラスの破損状況、柱、壁の亀裂などを確認するとともに、活動の支障となる障害物や負傷のおそれのある物を排除します。
- 特に、本部として使用する本庁舎（本庁舎が使えない場合には産業振興センター）や、避難所として使用する施設の点検を優先します。
- 庁舎各設備の安全確認、防止措置（電気、ガス、燃料室等、直接火災に繋がるようなものから優先）を行います。
- 出火場所、燃えているものや燃焼範囲、延焼の危険性について確認するとともに、消火器及び屋内消火栓を使用して初期消火を行い、火災の拡大防止を行います。
- 危険箇所については、立ち入り禁止の措置を行います。
- 余震に備え、危険物等の有無を確認し、安全な場所まで排除します。

(5) 情報の収集

- 防災関係機関（県、松阪警察署、松阪地区広域消防組合、ライフライン事業者等）、参集した職員や地区調整本部等から被害状況を収集します。
- 本庁舎や各関連施設の被害状況を把握します。
- 参集した職員を把握します。
- 収集した情報は地区別に整理しますが、このときは断片的な情報から被害の概括的な状況を把握します。

1-5 BCP の発動

➤ 基本行動方針

1. BCP を発動する

1. BCP を発動する

- 第1回災害対策本部会議を場所、形態、参集状況を問わず**発災後3時間以内を目標に**開催し、以下に示す基準を踏まえ、本部長（市長）がBCP発動を宣言します。
- 本部長が発動することが困難な場合には、職務代理者が発動します。
- BCP発動後は、緊急初動体制を解除し、災害対策本部組織によりあらかじめ定めた非常時優先業務を遂行します。
- 統括部は速やかに、災害対策本部会議の設置場所及び本部会議での決定・確認事項を報道機関へ情報発信します。

[第1回災害対策本部協議事項]

避難指示（緊急）の発令に関すること。

関係機関への派遣要請依頼に関すること。（自衛隊、県、協定市町、民間団体等）

災害救助法の適用要請及び救助業務の運用に関すること。

BCPの発動に関すること。

初動期における目標管理・業務方針に関すること。

人員の調整に関すること。

第2回災害対策本部会議の開催に関すること。

▶ BCP 発動の基準

- (1) 市内の複数の観測点で震度6弱以上の震度が観測されたとき
- (2) 市内で地震による相当程度の被害が確認又は予測されたとき
- (3) 本部長が必要と認めたとき

